

徳島県告示第二百七十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条の規定による狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 適性検査及び講習の対象者

令和四年に狩猟免許を受けた者及び狩猟免許の更新を受けた者

二 適性検査及び講習の日時及び場所

会場名	日 時	場 所
東部会場	第一回 令和七年七月八日（火曜日） 午後一時から	徳島市新蔵町一 六七 徳島県徳島合同庁舎東会議棟
	第二回 同 午後一時から	同
	第三回 同 午後一時から	同
	第四回 同 午後一時から	吉野川市川島町宮島七三六 一 徳島県吉野川合同庁舎大会議室
	第五回 同 午後一時から	徳島市新蔵町一 六七 徳島県徳島合同庁舎東会議棟
南部会場	第一回 同 七月十日（木曜日） 午後一時から	海部郡美波町奥河内字弁才天一七 一 徳島県南部総合県民局美波庁舎
	第二回 同 午後一時から	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎
	第三回 同 午後一時から	同
	第四回 同 午後一時から	那賀郡那賀町和食郷字南川一〇四 一 那賀町地域交流センター
	第五回 同 午後一時から	海部郡海陽町大里字上中須二二八 海陽町役場海南庁舎
西部会場	第一回 同 十六日（水曜日） 午後一時三十分から	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
	第二回 同 二十四日（木曜日） 午後一時三十分から	三好市池田町マチ二五五一 一 三好市池田総合体育館
	第三回 同 三十日（水曜日） 午後一時三十分から	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎

三 狩猟免許更新申請書の提出期間

この告示の日から各々の適性検査及び講習の日の十日前まで

四 狩猟免許更新申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
東部会場で適性検査及び講習を受けようとする者	徳島市新蔵町一 六七 徳島県東部農林水産局
南部会場で適性検査及び講習を受けようとする者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
西部会場で適性検査及び講習を受けようとする者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部